

海外情報

韓国の税務行政の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

一 山 梢

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿では、韓国に派遣されている職員が、同国の税務行政と税制の概要を簡潔に整理し、現地の最新の税制関連の動向を解説している。

なお、本稿の内容は、2018年（平成30）年3月末時点において著者が入手できた資料を基にしている。

（税大ジャーナル編集部）

キーワード：韓国、税務行政、電子申告、海外金融口座申告制度

文中意見にわたる部分については、執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次	
I	税務行政の概要…………… 2
1	1 国税庁の組織概要…………… 2
2	2 国税徴税費の推移…………… 4
II	税務行政の電子化…………… 4
1	1 次世代国税行政システムへの改編…………… 4
2	2 電子申告…………… 5
3	3 年末精算簡素化サービス…………… 7
4	4 電子化資料収集制度…………… 9
III	その他の取組事例…………… 14
1	1 海外金融口座申告制度…………… 14
2	2 クレジットカード会社による代理納付制度…………… 14
IV	今後の方針等…………… 15
1	1 ビッグデータ基盤の税政システム構築等を通じた誠実納税体系の確立…………… 15
2	2 納税者の誠実申告に役立つ各種情報の事前提供の拡大…………… 15
3	3 国税情報の公開範囲拡大…………… 15

I 税務行政の概要

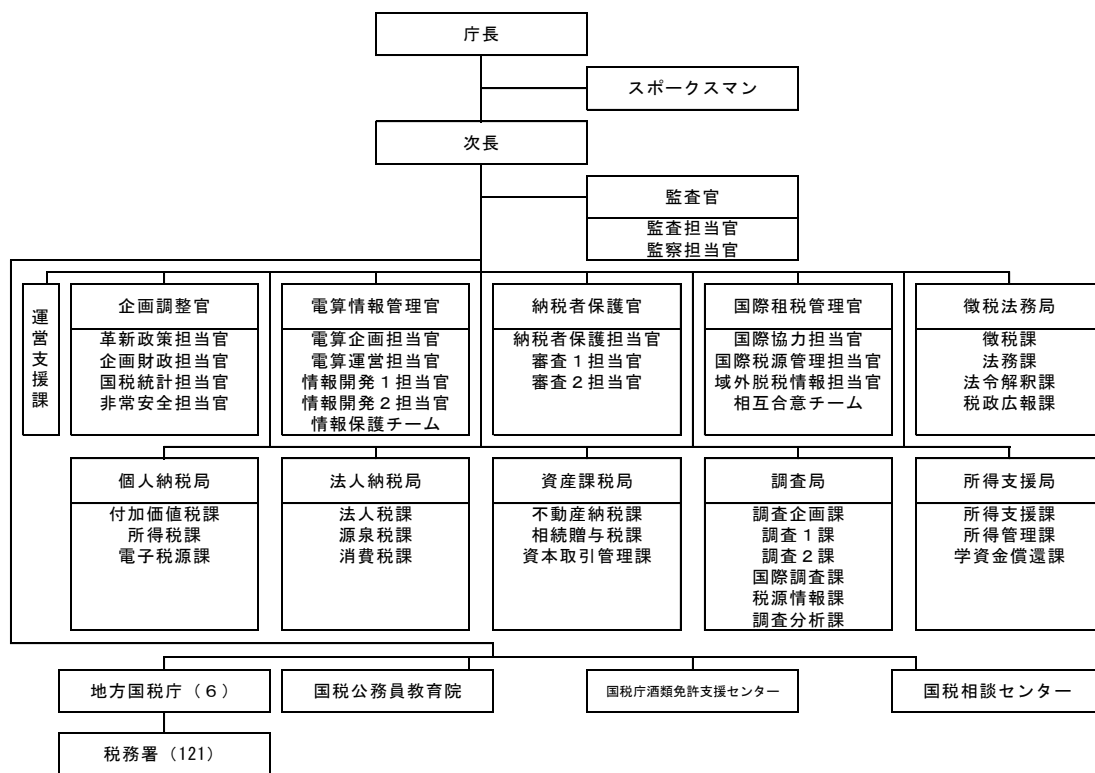
1 国税庁の組織概要

韓国での税務行政の執行機関は国税庁 (National Tax Service。以下、「NTS」という。) であり、NTSは、本庁、6 地方国税庁、121 税務署⁽¹⁾の 3 層構造となっている。関係機関としては、新規採用職員及び職員の段階別教育を行う国税公務員教育院、酒類の分析・鑑定、免許関連業務を行う国税庁酒類免許支援センター、全国の納税者からの電話及

びインターネット相談対応を行う国税相談センター (2016 年 5 月に国税庁顧客満足センターから名称を変更) がある。

首都圏の過密問題等への対応として、ソウルに集中していた政府機関は世宗(セジョン) 特別自治市への移転が進められており、NTS の本庁も 2014 年 12 月に世宗市へ、国税公務員教育院、国税庁酒類免許支援センター及び国税相談センターは 2015 年に済州島西帰浦 (ソギポ) 市へ移転した⁽²⁾。

<NTS 組織図⁽³⁾>



(1) 運営支援課

運営支援課は、業務の総括、人事等を担当する。

(2) 企画調整官

企画調整官は、主要業務計画の指針策定・調整、国会関連業務、国税統計関連業務等を担当する。

(3) 電算情報管理官

電算情報管理官は、各税目関連業務、対内ポータル、セキュリティ等の情報化関連業務を担当する。

(4) 納税者保護官

納税者保護官は、納税者権益保護のための業務、内国税に関する審査請求・課税前適否審査請求等を担当する。

(5) 国際租税管理官

国際租税管理官は、租税条約の執行、外国人・外国法人の申告・税源管理、域外脱税情報の収集・分析等を担当する。外国当局との

相互協議については、国際協力担当官が担当していたが、2015年11月16日の国税庁とその所属機関の職制施行規則改正によって、相互合意チーム長が担当することとなった。

(6) 徴税法務局

徴税法務局は、国税徴収業務、訴訟・審判業務、租税法令解釈に関する業務等を担当する。

(7) 個人納税局

個人納税局は、所得税・付加価値税の申告・税源管理業務、定期調査対象選定、クレジットカード・現金領収証・電子税金計算書制度関連業務等を担当する。

(8) 法人納税局

法人納税局は、法人税の申告・税源管理及び定期調査対象者選定、源泉税関連の税源管理、酒税、個別消費税関連業務等を担当する。

(9) 資産課税局

資産課税局は、譲渡所得税・相続税の申告

管理、不動産・株式等関連情報の収集管理業務等を行う。

(10) 調査局

調査局は、法人納税者（調査 1 課）、個人納税者（調査 2 課）、国際取引（国際調査課）、脱税情報の分析・管理業務等を担当する。

(11) 所得支援局

所得支援局は、勤労・子女奨励金関連業務

及び就職後学資金償還業務を担当する。

2 国税徴税費の推移

2016 年における職員 1 人当たりの税収は前年対比 12.4%増加し、税収 100 ウォン当たりの徴税費は 8.5%減少しており、NTS において効率的な事務運営が進められている。

<税収・徴税費・定員の推移⁽⁴⁾>

年度	NTS 税収	徴税費	定員	1 人当たり 税収	1 人当たり 徴税費	税収 100 ウォン 当たり徴税費
	単位 億ウォン	百万ウォン	名	百万ウォン	百万ウォン	ウォン
2010 年	1,660,149	1,341,752	18,546	8,952	72	0.81
2011 年	1,801,532	1,364,417	18,765	9,600	73	0.76
2012 年	1,920,926	1,339,749	18,797	10,219	71	0.70
2013 年	1,902,353	1,365,710	18,815	10,111	73	0.72
2014 年	1,957,271	1,462,947	18,917	10,347	77	0.75
2015 年	2,081,615	1,480,552	18,951	10,984	78	0.71
2016 年	2,333,291	1,520,167	18,901	12,345	80	0.65

なお、2018 年中の四つの税務署新設に対応するため 20 名が増員、勤労奨励金対応のため 96 名が増員されることとなっている⁽⁵⁾。

II 税務行政の電子化

NTS では、1997 年 1 月に納税者の情報を税籍・申告・調査・資料・徴収の機能別統合管理する国税統合システム（TIS）を開通⁽⁶⁾し、1999 年 12 月に構築した電子申告サービスを基盤として 2001 年 12 月にホームタックス構築事業を本格化、2002 年 4 月から電子申告・納付、告知書の照会・出力、証明書の発給等が可能なホームタックスサービスを段階的に実施した⁽⁷⁾。

1 次世代国税行政システムへの改編⁽⁸⁾

(1) 背景

1990 年代に構築された国税統合システムが老朽化・複雑化し、税務行政環境の変化に即時に対応できないという限界に直面していた

ことに伴い、便利な税務行政サービスの提供を通じた自発的誠実申告の拡大、職員の業務生産性向上、環境変化に対する能動的対応等を目標として、既存の NTS の電算システムを全面改編し、納税者が電子申告等を行える次世代「ホームタックス」と NTS 職員業務用の「税務行政業務ポータル」で構成される次世代国税行政システム（NTIS：Neo Tax Integrated System）の運用を 2015 年 2 月 23 日に開始した。

(2) 特徴

これまで別々に運営されていた八つの税務関連サイト（ホームタックスサービス、現金領収証サービス、電子税金計算書システム、年末精算簡素化システム、勤労奨励金税制サービス、公益法人公示システム、国税法令情報システム、顧客満足センター）を「ホームタックスサービス」に統合して運営している。

NTIS 導入に伴って、オンライン民願証明

(納税証明書等の発給) サービスが土、日、祝日も利用できるよう改善され、ホームタックスで申請書の提出・進捗状況の確認ができる電子不服制度(課税前適否審査、異議申請、審査請求)が導入される等、納税者の利便性向上が図られている。

2 電子申告

(1) 概要

現在、相続税を除く税目の電子申告が可能

となっている。NTSのホームタックスサイト(hometax.go.kr)にアクセスし、公認認証書等による本人認証を行い申告書の作成を行う。申告附属書類等については、PDFファイルによる電子提出が可能である。

韓国では電子申告の義務化は行われていないが、電子申告利用割合は、各税目とも90%を超える高い水準となっている。

<電子申告の利用割合⁽⁹⁾>

	2014年			2015年			2016年		
	総申告件数	電子申告総件数	電子申告割合	総申告件数	電子申告総件数	電子申告割合	総申告件数	電子申告総件数	電子申告割合
		うち税務代理人によるもの			うち税務代理人によるもの			うち税務代理人によるもの	
法人税	562	551	98.0%	610	602	98.6%	656	648	98.8%
		533			583			627	
総合所得税	5,516	5,101	92.5%	5,954	5,418	91.0%	6,377	6,073	95.2%
		2,779			2,981			3,034	
付加価値税	10,774	9,397	87.2%	11,247	10,121	90.0%	11,915	10,920	91.6%
源泉税	8,589	8,493	98.9%	9,355	9,257	98.9%	10,128	10,055	99.3%
		7,142			7,864			8,576	

なお、総合所得税の確定申告・納付期限は、翌年5月末(誠実申告確認対象事業者は6月末)、付加価値税は、以下の区分となっている。

課税期間	課税対象期間	申告納付期間	申告対象者
第1期 1月1日~6月30日	予定申告 1月1日~3月31日	4月1日~4月25日	法人事業者
	確定申告 1月1日~6月30日	7月1日~7月25日	法人・個人一般事業者
第2期 7月1日~12月31日	予定申告 7月1日~9月30日	10月1日~10月25日	法人事業者
	確定申告 7月1日~12月31日	翌年1月1日~1月25日	法人・個人一般事業者
	1月1日~12月31日	翌年1月1日~1月25日	簡易事業者

法人税は、各事業年度の終了日が属する月の末日から3か月以内に確定申告・納付を行わなければならないが、付加価値税の申告に合わせることから大部分(2016年では95.7%⁽¹⁰⁾)の法人が12月決算である。

(2) 電子申告の特徴

イ 公認認証書による本人確認

公認認証書とは、公認認証書機関又は銀行等が発行する電子認証書であり、全ての目的に利用可能な汎用公認認証書と利用範囲が制限される用途制限公認認証書に区分され、個人用には住民登録番号、事業者用には事業者

登録番号が入力される。ホームタックスで提供される電子申告、証明書の発給等のサービスを利用するためには、公認認証書が必要である。

ロ 納税者等に対する課税資料の積極的提供
後述するとおり NTS には事業者の売上げ等に関連する資料が収集されていることから、それら保有資料を申告前に納税者に提供することで納税者の利便性を高め、適正申告を促している。

① 記入済み申告書

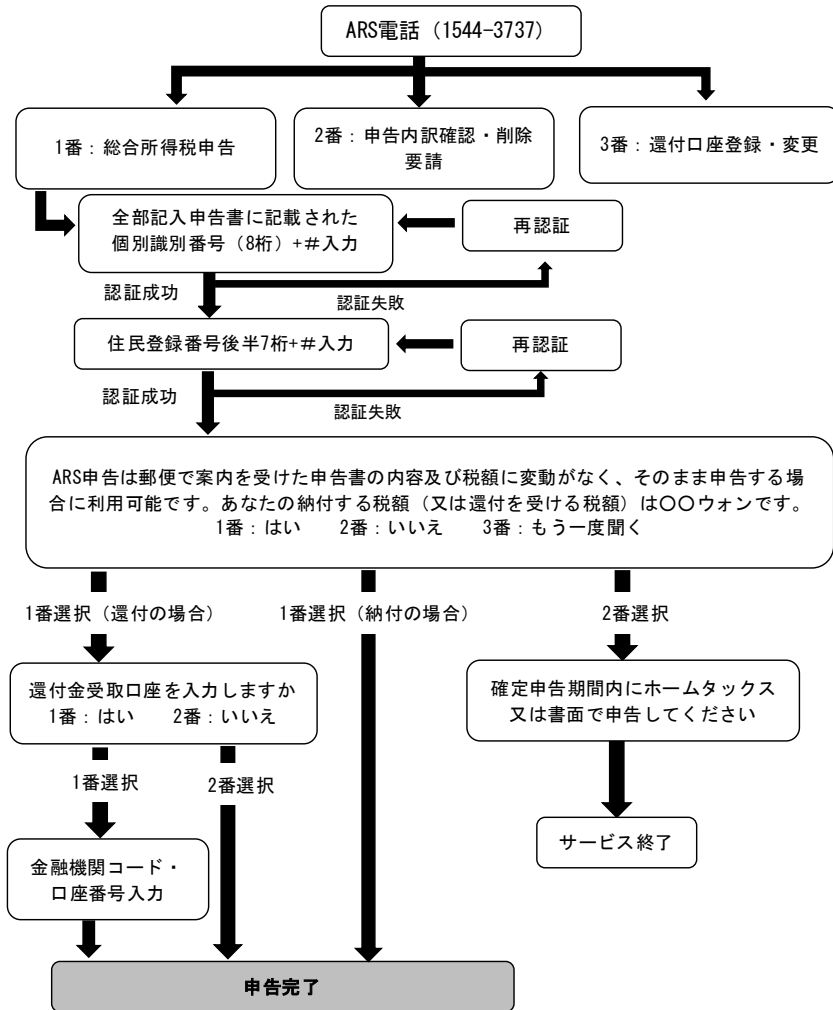
2015年帰属総合所得税の申告より、零細事業者(※)への申告支援として、収入金額から納付する税額まで全部記入した申告書を送付しており、全部記入申告書を受領した納税者は、同申告書を利用して郵送又はホームタックス(インターネット、スマートフォンアプリ)で申告を済ませることができる⁽¹¹⁾。2016年帰属の総合所得税申告では約160万事業者に全部記入申告の送付を行っており、

同年分より電話1本で確定申告が完了するサービスを開始した⁽¹²⁾。

※所得種類と事業場が一つのみで収入金額が業種別に一定金額（2,400万ウォン～

6,000万ウォン）未満である零細事業者。当該事業者は、業種別の基準経費率によって所得金額が算出される。

<電話申告方式の流れ⁽¹³⁾>



② 事前案内資料

2017年の付加価値税第2期確定申告の際には、全ての事業者に過去の2年間の申告内訳の分析資料（付加価値税率、クレジットカード、現金領収証の売上及び免税売上割合をグラフにしたもの）を提供し、また、業種別・項目別に分析・発掘した86項目の「申告支援資料」を約70万事業者に提供した。なお、

税務代理人も、受任している事業者に提供された申告支援資料等を一括照会することが可能⁽¹⁴⁾である。

申告支援資料では、納税者の支出や売上に関し具体的な数値を示した案内を行っており、納税者の自主的点検を促している。以下は、法人税の申告時に提供された事前案内の例示である⁽¹⁵⁾。

<法人税申告における事前案内（例示）>

案内事項	内容
特定項目のクレジットカード使用金額がある法人が、申告時留意する事項	<p>法人のクレジットカード使用額のうち、税務調査や事後検証時、業務と関連性がなく追徴される主な類型は以下のとおりです。2017年の貴法人のクレジットカード決済内訳のうち、これと同じ類型に該当する金額をお知らせしますので、業務関連有無を検討し申告して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 身辺雑貨購入推定額：4 百万ウォン 2. 家庭用品購入推定額：1 百万ウォン 3. 業務無関係利用推定額：42 百万ウォン 4. 個人的治療推定費用：1 百万ウォン 5. 海外使用額：50 百万ウォン

3 年末精算簡素化サービス

NTS 保有課税資料を勤労所得者に提供するものとして、年末精算簡素化サービスが存在する。

(1) 韓国における年末精算の概要

勤労所得については、源泉徴収義務者が簡易税額表を利用して各月の給与から所得税額を源泉徴収し、翌年2月の勤労所得支給時に

日本の年末調整に当たる年末精算によって年税額の確定が行われる⁽¹⁶⁾。日本では確定申告によらなければならない医療費控除や寄附金控除も年末精算時の控除項目に含まれるほか、日本にはない教育費やクレジットカード等使用額といった項目も存在し、控除項目が日本より多いことが特徴である。

教育費⁽¹⁷⁾

勤労所得者が、本人又は扶養家族（年齢制限なし）のために控除対象教育費を支出する場合、支出額の15%を税額控除。

クレジットカード等使用額⁽¹⁸⁾

日雇い労働者を除く勤労所得のある居住者が、クレジットカード等で法人又は事業者へ資産・役務の対価を支払った金額の年間合計額（国外利用額は除く）のうち一定の比率を所得控除。

また、源泉徴収義務者は、勤労所得支給明細書を翌年3月10日までにNTSへ提出しなければならない⁽¹⁹⁾。

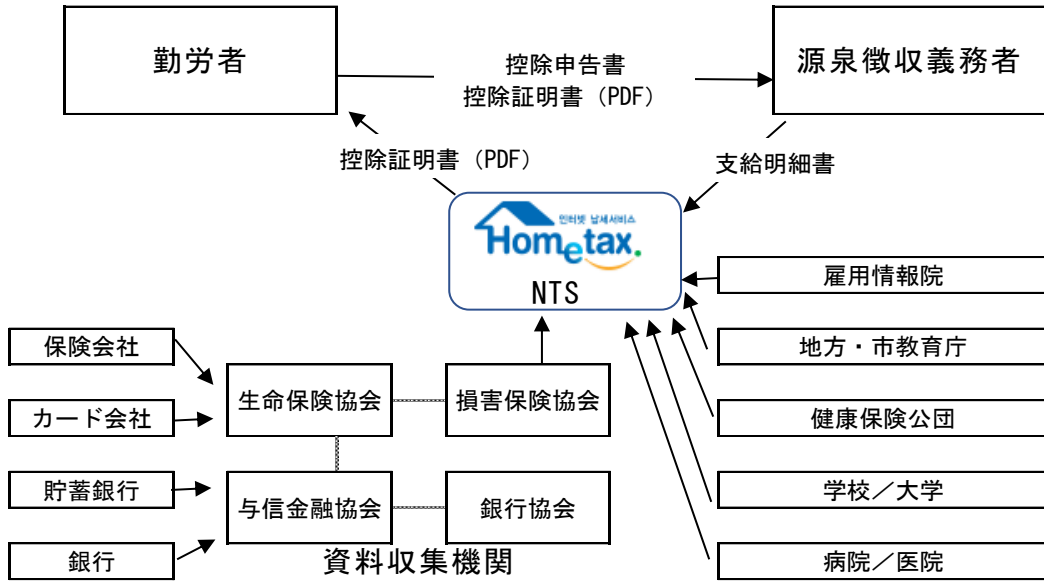
(2) 年末精算簡素化サービス

従前は、勤労所得者には各医療機関等から年間の支出金額に係る控除関係証明書を収集する手間が、また、源泉徴収義務者においては各種証明書類記載金額を確認・入力する手間がかかっており年末精算における負担が大きという不満が存在した。

これらの不満を解消するため、NTS では

2006年から年末精算簡素化システムを導入している。同システムは、NTSが収集した控除証明資料（簡素化資料）を勤労所得者がホームタックスを利用して印刷又はダウンロードし、控除申告書を源泉徴収義務者に提出するものであったが、2015年にNTISにおいて「便利な年末精算サービス」として発展させ、9月末に所得控除の対象となるクレジットカード等の利用額について納税者に事前案内する機能、扶養控除申告書の源泉徴収義務者へのオンライン提出機能等を追加した⁽²⁰⁾。

<便利な年末精算サービスイメージ図⁽²¹⁾>



<年末精算簡素化サービスで提供する所得・税額控除資料⁽²²⁾>

- | | |
|--------------|--|
| 公的保険料 | 国民年金保険料、国民健康保険料 |
| 保険料 | 一般保障性保険料、障害者専用保障性保険料 |
| 医療費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に支出した医療費 ・ 薬局へ支出した医薬品の購入費用 ・ 老人長期療養保険法により支出した本人一部負担金 ・ 視力補正用の眼鏡購入費用 ・ 補聴器・障害者補助器具、医療用具購入貸借費用 |
| 教育費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、小中高大学教育費、職業能力開発訓練費用 ・ 就学前児童の保育施設・学院・体育施設の教育費 ・ 障害者特殊教育費納入金額 ・ 中高校生の制服購入費用 ・ 勤労者本人の学資金ローン元金償還に支出した教育費 |
| カード等使用
内訳 | クレジットカード、デビットカード、記名式先払いカード及び現金領収証の使用金額 |
| 住宅資金 | 住宅賃貸借入金の元金償還額、長期住宅抵当借入金の利子償還額 |
| 住宅準備貯蓄 | 住宅請約貯蓄、勤労者住宅準備貯蓄、住宅請約総合貯蓄 |
| 年金 | 個人年金貯蓄、年金貯蓄口座、退職年金口座 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小企業/小商工人の控除負担金納入金額 ・ 長期集合投資証券貯蓄の納入額 ・ 寄附金 |

NTS では同サービスの導入による効果として毎年 2,100 億ウオンの納税協力費用（納税義務を履行するために納税者側が負担する費用）の削減が可能であると試算⁽²³⁾している。

2016 年分では同サービスを利用した勤労者約 1,200 万名、簡素化資料の提供に同意した扶養家族⁽²⁴⁾は 1,500 万名となっている⁽²⁵⁾。

4 電子化資料収集制度

韓国では、法人・個人の事業者については付加価値税法の規定により事業者登録申請を行った際に事業場別に NTS から付与される事業者登録番号（10 桁）、個人については地方自治体から付与される住民登録番号（13 桁）が納税者識別手段として利用されており、管理・活用が容易な事業者登録番号又は住民登録番号が付された各種取引資料が税務当局に集約される体制が整備されているために上記サービスの提供が可能となっている。

(1) 電子税金計算書制度

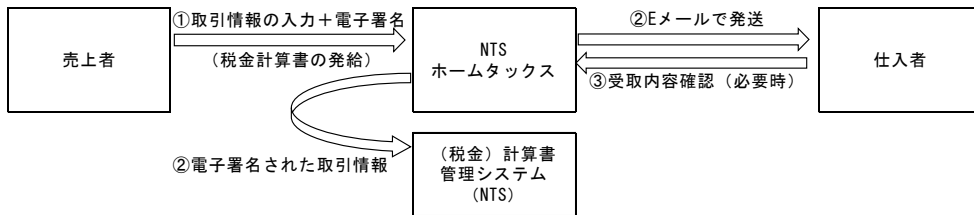
事業者が、財貨又は用役を供給する場合には、供給する事業者の登録番号・姓名又は名称、供給を受ける者の登録番号、供給価額・

付加価値税額、作成年月日等を記載した計算書（以下、「税金計算書」という。）を、供給を受ける者に発給しなければならない⁽²⁶⁾。法人事業者と一部の個人事業者は、電子的方法で税金計算書（以下、「電子税金計算書」という。）を発給しなければならないが、電子税金計算書が発給した事業者は、発給翌日までに電子税金計算書発給明細書を国税庁長に電送しなければならない⁽²⁷⁾。

事業者は、税金計算書が発給した場合又は発給を受けた場合には、供給した事業者及び供給を受けた事業者の事業者番号・氏名又は名称、取引期間の供給価額の合計金額及び税額の合計額等を記載した売上先・仕入先別の税金計算書合計表を付加価値税の予定申告・確定申告の際に提出しなければならないが、所定の期間内に NTS に電子税金計算書発給明細書を電送した場合には、

- ・売上先・仕入先別の税金計算書を提出しないことができ⁽²⁸⁾、
- ・発給した又は発給を受けた電子税金計算書の保存義務は免除（本来は申告後 5 年間の帳簿等保存義務）される⁽²⁹⁾。

<NTS ホームタックスを利用した電子税金計算書発給の流れ⁽³⁰⁾>



税金計算書は、従来紙で発行されていたが、次のような背景⁽³¹⁾から電子税金計算書制度が導入された。

①納税協力費用の削減

経済成長に伴い企業間取引が複雑・多様化し、取引規模が増加したことで、税金計算書を紙で作成・保管し、申告の際に提出をするのに

多くの費用が発生しており、これを削減する必要性。

②税務取引透明性の確保

紙の税金計算書では、申告直前の遡及発給等、虚偽の税金計算書が発給する方法で課税を逃れる事例があったが、摘発までに時間がかかっていた。発給即時に NTS に電送する電

子税金計算書の導入で、資料商（税金計算書を偽造し販売する者）の早期摘出等、税務取引透明性を確保。

③導入条件の整備（経済のデジタル化）

大企業を中心に、自社システム等を通じた電子的方法による税金計算書を発給する条件が整った。

制度導入後、発給義務の範囲を拡大しており、発給金額も増加している。

<電子税金計算書発給義務の変遷⁽³²⁾>

- 2010年1月 電子税金計算書制度の導入
- 2011年1月 法人事業者発給義務化
- 2012年1月 直前年度の供給価額10億ウォン以上の個人事業者の発給義務化
- 2014年7月 直前年度の供給価額3億ウォン以上の個人事業者の発給義務化
- 2019年8月 直前年度課税分と免税分の供給価額の合計額3億ウォン以上の個人事業者発給義務化

<電子税金計算書の発給状況⁽³³⁾>

(単位：百万ウォン)

年度	課税標準	税額
2014年	2,774,822,726	245,965,007
2015年	2,781,805,386	249,274,810
2016年	2,854,245,146	257,405,468

NTS に電送された電子税金計算書については、保管義務の免除等による納税協力費用の削減という納税者側のメリットを提供している一方で、税務取引透明性の確保という課税当局における目的を達成するために、未発給又は遅延発給の場合の供給金額を基準とした加算税を賦課する等の制度上の措置がなされている。

<電子税金計算書と紙の税金計算書の比較⁽³⁴⁾>

区分	電子税金計算書	紙税金計算書
発給義務者	・法人事業者 ・直前年度供給価額合計3億ウォン以上の個人事業者	供給価額合計3億ウォン未満の個人事業者
発給時期	・付加価値税法第15～17条（供給時期）に発給 ・月合計税金計算書等の特例の場合、翌月10日まで発給	同左
発給・保管形態	・電子的方法で発給 ・保管義務なし	・紙で発給 ・紙で保管
発給方法	・国税庁ホームタックスを通じて発給 ・発給代行システム（ERP、ASP）を通じて発給	手動
受信方法	e-mail 等で受信	手渡し又は郵便
電送義務	発給日の翌日まで電送	申告時合計表提出
恩恵	合計表の個別明細作成義務免除	—
不利益	・未（遅延）発給：供給金額の2%（1%） ・未（遅延）電送：供給金額の1%（0.5%）	・同左 ・なし
署名	公認証書又はセキュリティカードで電子署名	印鑑（必須要件ではない）

従来の紙の税金計算書の場合は、申告時にNTS に紙で提出される売上高税金計算書合計表を NTS で入力し、入力完了後相当期間（約 3.6 か月）を経過した後になって分析可能であったが、電子税金計算書制度導入に伴い、発給翌日までの NTS への発給明細書電送義務が発給者に課されたことで、NTS では

電子税金計算書の発給状況をリアルタイムで確認する体制が整ったため、「電子税金計算書早期警報システム」として運用を行っている。

本システムは、早期に資料商を検出する「申告前警報システム」と、申告内容を総合分析し不当な仕入税額控除等を行っている事業者を摘発する「申告後早期検証システム」から

構成されており、①早期警報システムで警報が発令されると、②税籍担当者が不誠実事業者に対する現場確認を実施し、③現場確認結果をシステムに入力するとともに、税務調査が必要なものについては④調査課に調査を依頼、⑤調査課では取引秩序調査を行い、必要に応じて告発処理をし、⑥調査結果及び不誠実事業者をシステムに入力し、⑦不誠実事業者として継続して電算管理する、という事務の流れとなっている。

主な警報発令タイプとして、

- ・開業後1年以内に廃業した者のうち、高額の(電子)税金計算書を発給した者
- ・売上高と仕入高の不均衡がある者、(電子)税金計算書取引の割合が低い者
- ・紙の税金計算書発給者と、その者から偽りの税金計算書を受けた者
- ・仕入対比売上が過大で税金を納付しない者
- ・高額電子税金計算書を集中発行し申告しない者と、その者から税金計算書を受けた者が挙げられており、2012年初めに導入した同システムの運営を通じて、同年10月までに374名の調査を完了し、5兆359億ウォンの偽りの税金計算書取引を摘発して、3,736億ウォンを賦課、288名を司法当局に告発した⁽³⁵⁾、としている。

(2) 電子計算書

付加価値税が免税となる財貨又は用役を提供し、所得税法・法人税法の規定により発給するものは「計算書」といい、計算書についても電子化・発給義務の拡大が進んでいる。

<電子計算書発給義務対象者の変遷⁽³⁶⁾>

- 2015年7月 法人事業者及び直前年度の事業場別財貨及び用役の供給価額の合計額が3億ウォン以上の個人事業者
- 2016年1月 直前課税期間の総収入金額が10億ウォン以上である個人事業者
- 2017年1月 前前課税期間の総収入金額が10億ウォン以上である個人事業者
- 2019年7月 直前課税期間の総収入金額が3億ウォン以上である個人事業者

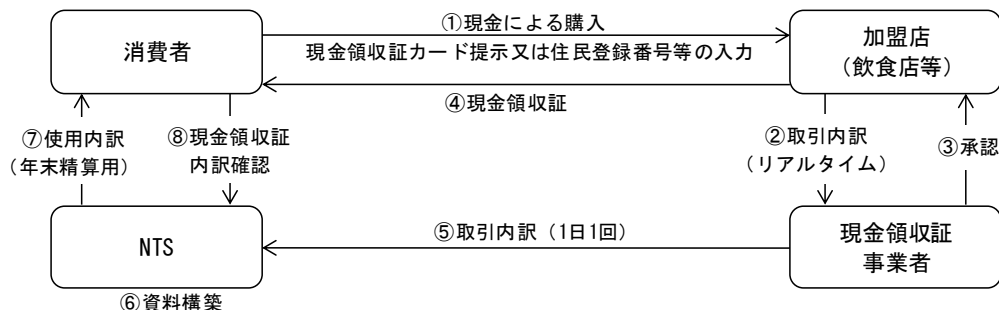
<電子計算書の発給状況⁽³⁷⁾>

		件数 (件)	金額 (百万ウォン)
2015年	合計	35,804,313	249,405,853
	法人事業者	27,802,153	228,872,756
	個人事業者	8,002,160	20,533,097
2016年	合計	59,796,930	401,025,079
	法人事業者	43,690,697	350,071,225
	個人事業者	16,106,233	50,953,854

(3) 現金領収証制度⁽³⁸⁾

現金領収証とは、現金領収証加盟店が、財貨又は用役を供給し、その代金を現金で受ける場合、当該財貨又は用役の供給を受ける者に現金領収証発給装置により発給するもので、取引日時、金額等の決済内容が記載された領収証をいう⁽³⁹⁾。現金領収証制度は、2005年1月より施行されており、現金領収証発給に係る一連の流れは、次のとおりである。

<現金領収証発給の流れ>



①消費者が、現金による商品購入時に NTS より交付を受けた現金領収証カードを提示するか、身分を認識することができる番号（住民登録番号、携帯電話番号、事業者登録番号等）を現金領収証発給装置に入力し、②加盟店は、現金領収証事業者に取引内訳をリアルタイムで通報、③現金領収証事業者は、加盟店の現金取引内訳を承認、④加盟店は、消費者に現金領収証を発給、⑤現金領収証事業者は、取引内訳を1日1回 NTS に電送、⑥NTS では、(①で使用された) カード情報等を基礎に、現金領収証資料を住民登録番号に変換して資料を構築、⑦NTS から消費者に年末精算の資料提供、⑧消費者は現金領収証受取内訳をホームタックスホームページで照会。

現金領収証発給のメリットとして、加盟店（個人事業者に限る）は、付加価値税申告時に現金領収証発給金額の1.3%（飲食・宿泊業を営む簡易課税者は2.6%）の現金領収証発行税額控除（年間限度額500万ウォン）を受けられる一方、発給を受ける側のメリットとして、現金領収証の発給を受けた者が勤労所得者であれば、現金領収証使用金額及びクレジットカード使用金額に応じて年末精算時に所得控除を受けることができ、事業者が現金領収証を受け取った場合は、付加価値税の仕入れ税額控除、法人税・所得税法上の経費として認定される。

<現金領収証加盟店の加入現況⁽⁴⁰⁾>

(2016年12月31日現在、単位：名)

全体の加入者数	加入指定者			加入義務のない加入者
	加入指定者	加入者	加入割合	
3,044,761	1,574,017	1,554,014	98.7%	1,490,747

加入指定者とは、小売業、飲食・宿泊業、サービス業種のような消費者を相手に直接財貨又は用役を提供する事業者として、現金領収証加盟店の加入対象者に指定された事業者である。

2016年度の現金領収証発給件数は約50億2,466万件、発行金額は約101兆2,577億ウォン⁽⁴¹⁾である。

(4) 課税資料の提出及び管理に関する法律⁽⁴²⁾

公共機関が保有している各種の課税資料を国税庁に集中させ、情報インフラを構築することで根拠課税と公平課税を実現し、税務行政科学化推進を目的として、「課税資料の提出及び管理に関する法律」が存在している。

イ 課税資料の提出対象機関

国家、地方自治団体、金融機関、政府投資機関及び事業者団体、その他公益目的で設立された機関・団体のうち、国民健康保険公団等の大統領令で定める機関・団体。

ロ 課税資料

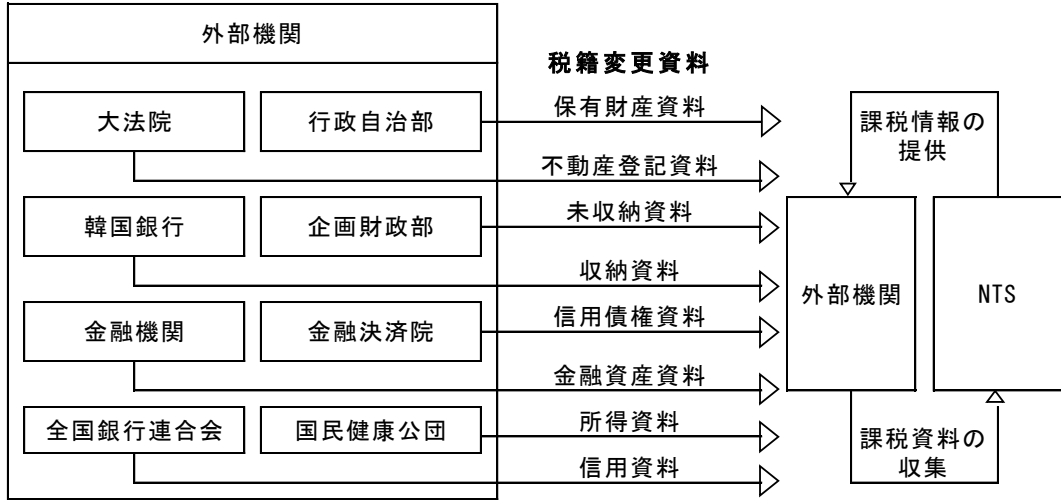
認可・許可・申告資料、実績資料、国家機関が収受する税金計算書等。

ハ 提出義務不履行時の制裁

国税庁長は、資料提出義務を履行しない機

関や職員について、当該機関の監督機関にその事実を通報する。

<課税資料の提出及び管理に関する法律に基づく外部機関からの情報収集体制⁽⁴³⁾>



二 提供された課税資料の活用の具体例⁽⁴⁴⁾

NTSは、大法院から収集した登記資料を課税体系に合わせて補完した後、登記義務者が個人である場合は譲渡所得税、法人である場合は法人税、不動産の建設・売買業者である場合は総合所得税等の申告・納付をしているかの点検等に活用し、登記原因が相続・贈与<収集から活用までの流れ>

である場合は相続税及び贈与税の決定・告知業務に活用している。2015年の大法院からの不動産登記資料収集実績は、5,930,221件であり、そのうち登記原因別には売買3,179,927件、相続・遺贈等の相続関係515,067件が多くなっている。

収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集根拠：不動産登記法第63条 ・ 収集時期：登記官が所有権の保存又は移転登記をしたとき遅滞なく通知 ・ 専担部署：本庁資産課税局（不動産納税課） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁（資産課税局）が、譲渡物件所在地管轄税務署に登記資料を補完するよう示達 ・ 署担当者が、課税体系に合わせて譲渡価額もれ等のエラーを修正 			
分類	譲渡所得課税対象	他税目課税対象		
	個人	不動産建設・売買業者	法人	登記原因が相続・贈与
活用	譲渡所得税	総合所得税／付加価値税／譲渡所得税	法人税	相続税／贈与税
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告検証対象者の分類 ・ 予定申告の案内文発送 ・ 申告者の名簿と対照し、無申告者の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税資料の生成及び申告の有無検証（事業用資産の譲渡時、付加価値税及び総合所得税。個人資産の譲渡時、譲渡所得税の申告義務） 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税事前申告案内時、譲渡件数を通報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記原因が相続・贈与で財産価額が一定金額以上である者に対する課税資料の生成及び申告案内対象者としてデータベース構築 ・ 申告案内文発送 ・ 無申告者の抽出

Ⅲ その他の取組事例

1 海外金融口座申告制度

居住者又は内国法人が保有する海外金融口座の残額が10億ウォン⁽⁴⁵⁾を超過する場合に、当該海外金融口座情報を毎年6月に管轄税務署に申告しなければならない⁽⁴⁶⁾海外金融口座申告制度を運用している。海外金融口座の申告もホームタックスを利用した電子申告が

可能である。

過少申告・未申告の場合は、申告しなかった金額を基準に最大20%の加算税の賦課が行われるほか、過少・未申告金額が50億ウォンを超えた者については、国税情報公開審査委員会の審議を経た上で姓名、年齢、職業、住所、違反金額をホームページで公開している⁽⁴⁷⁾。

<海外金融口座申告現況⁽⁴⁸⁾> (単位：名、百万ウォン)

	2014年		2015年		2016年	
	申告者数	申告金額	申告者数	申告金額	申告者数	申告金額
個人	412	2,658,026	512	4,758,656	570	5,064,252
法人	414	34,247,012	541	51,325,922	563	56,014,463
計	826	36,905,038	1,053	56,084,578	1,133	61,078,715

各国との金融情報自動交換の実施に先立ち、2015年10月から2016年3月までの6か月の期間限定で、国際取引及び国外で発生した所得並びに税法によって申告義務がある国外財産を有する者が、法定申告期限までに当該所得や国外財産を申告していなかった(過少申告した)場合に、当該所得及び財産を自主的に申告して税額を納付することによって、加算税の減免や名簿公開が免除される「未申告域外所得・財産の自主申告制度」を実施した。同制度による自主申告の税金申告は422件(個人409件、法人13件)で総申告税額は1,538億ウォン、海外金融口座申告は123件(個人113件、法人10件)で申告額は2兆1,342億ウォンであった⁽⁴⁹⁾。

2 クレジットカード会社による代理納付制度

滞納の多く発生している付加価値税⁽⁵⁰⁾の効率的な徴収への取組みとして、2017年税法改正により「クレジットカード会社による付加価値税の代理納付制度」が新設された。施行期間2019年～2021年の時限法である。

(1) 導入の背景⁽⁵¹⁾

韓国の付加価値税制度は、取引時に販売者が仕入者から付加価値税を徴収し、納付する

のが原則であるが、税金脱漏の恐れがあるB2B業種の取引については、仕入者納付特例制度⁽⁵²⁾を運用し、脱漏を防止している。付加価値税の脱漏の多い消費者対象業種にも、滞納防止等のため、これに類似する形態の制度の導入が必要であるとして導入に至った。

(2) 制度概要⁽⁵³⁾

クレジットカード会社は、付加価値税の滞納率等を考慮し施行令で規定する事業者(以下、「特例事業者」という。)が課税となる財貨又は用役を供給し、クレジットカード会社から供給対価を受ける場合には、供給対価の4%に該当する金額を付加価値税として徴収し、毎分期終了日の翌月25日までに、代理納付申告書とともにクレジットカード会社の管轄税務署に納付しなければならない。

クレジットカード会社が代理納付した付加価値税額は、特例事業者の付加価値税の予定・確定申告時、既納付税額とみなされる。また、特例事業者の申告時、クレジットカード会社によって代理納付された金額の一定金額(金融機関の利子率等を勘案し、1%)は、税額控除可能となる。

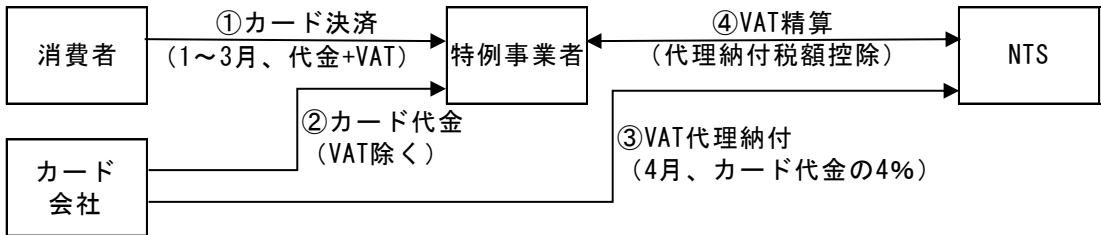
政府では、同制度導入による税収効果230

億ウォン、代理納付税額控除による税収減 20 億ウォンで年間 210 億ウォンの税収効果⁽⁵⁴⁾

が発生、施行期間の 3 年間合計で 630 億ウォンの税収効果を見込んでいる。

<付加価値税代理納付の流れ⁽⁵⁵⁾>

1 月～3 月分の付加価値税を 4 月に納付する場合の例示



(注) 付加価値税の仕入税額控除を考慮し、代理納付金額はカード代金 (奉仕料を除く) の 4%

IV 今後の方針等

NTS が発表した 2018 年国税行政運営方案の重点課題「開かれた税政推進を通じた自発的誠実納税文化の定着」の具体策として、税務行政におけるビッグデータの活用、納税者の利便性向上のためのサービス拡大、国税情報の公開範囲拡大が挙げられている⁽⁵⁶⁾。

1 ビッグデータ基盤の税政システム構築等を通じた誠実納税体系の確立

NTS 内・外部の大容量データを知能的に分析し、税政に効率的に活用することのできる統合システムを実現して税政力量を強化し、透明性を高め、自発的な誠実申告を誘導。スケジュールは、2018 年情報化戦略計画 (ISP) 樹立及び業務再設計 (BPR) 実施、2019 年ビッグデータシステム構築としている。

NTIS 基盤の申告情報、外部課税情報・公開情報等の内外部ビッグデータを活用し、納税者に対するカスタマイズ型申告案内等のサービス品質を高め、NTS 内部においては調査対象の選定・税源動向分析の高度化等の税政の科学化を推進し、また、NTS 保有のビッグデータを外部でも有用に活用できるようにビッグデータ基盤の国税情報提供体系を構築し、税政の透明性を高める。

2 納税者の誠実申告に役立つ各種情報の事前提供の拡大

納税者の類型別に取り引・支出パターン等のビッグデータを融合分析し、具体的に理解しやすい案内資料 (例: ビッグデータ分析を通じた企業の支出内訳が経費と認定されるかどうかを具体的に確認・案内) を最大限提供。申告情報を統合提供する「申告支援サービス」をモバイルに拡大し、相続税の申告時合算する事前贈与内訳 (一般贈与: 相続開始日前 10 年以内の贈与財産の価額、創業資金・家業承継株式: 全ての贈与財産) をホームタックスで新規案内。

3 国税情報の公開範囲拡大

課税情報の積極提供: 政策の策定・執行、議政活動 (国会国政調査委員会の議決で個別課税情報の要請時、非公開会議において提供) 等のため、関連機関と国会で課税情報の要請があった場合、適法な範囲で最大限提供。

国税統計センター: 国民目線に立ち、提供対象者、提供範囲等を段階的に拡大。第 1 段階として、2018 年上半期に政府・地方自治団体・政府出捐研究機関等が統計資料を閲覧・分析・搬出するのを支援する「国税統計センター」を世宗市に設置。第 2 段階として、2019 年中に保安性が相対的に低い資料 (例: 事業者登録の現況、休廃業資料等) について、オ

ンラインサービス提供を推進。需要を勘案し、圏域別国税統計センターを追加設置し、提供対象者も一般研究機関までの拡大を検討(2020年)。

その他、訟務、ビッグデータ、統計等の分野における外部専門家の採用を拡大する計画⁽⁵⁷⁾となっている。

-
- (1) 2018年に四つの税務署が新設され、125税務署となる予定。
- (2) NTS「庁の案内—沿革」
(http://nts.go.kr/about/about_01_02.asp)
(2018年3月28日最終閲覧)。
- (3) NTS「庁の案内—組織と機能」
(http://nts.go.kr/about/about_01_03_01.asp)
(2018年3月28日最終閲覧)。
- (4) NTS「2017年国税統計『1-2 国税徴税費現況』」
徴税費は、NTS で年間に支出した総支出金額(決算基準：一般会計)、定員は、各年12月31日現在の職員数(政務・別定、職制改正前の技能職は除く)。
- (5) 行政安全部「2018年3月26日報道資料」10-11頁。
勤労奨励金税制(EITC)は、収入が少なく生活が困難な勤労者や専門職を除く事業者世帯に、世帯の構成と総給与金額等によって算定された勤労奨励金を支給することにより勤労を奨励し、実質所得を支援する勤労連動型の所得支援制度。
行政安全部の報道資料によると、増員理由を「2015年より申請対象者に事業者も含まれる等、段階的に申請要件の緩和が進められて申請世帯数が2014年106万から2017年326万に増加していることから、税務署における申請相談及び受給要件の検討、迅速な奨励金支給等のため」としている。
- (6) NTS「国税庁50年史」530-531頁(2016)。
- (7) NTS・前掲(6)545頁。
- (8) NTS「2015年2月17日報道資料」2-3頁。
- (9) NTS「2017年国税統計『15-3-1 主要税目の電子申告現況』」。
- (10) NTS「2017年国税統計『8-1-2 法人税申告現況Ⅱ』」。
- (11) NTS「2016年4月28日報道資料」3頁。

-
- (12) NTS「2017年4月25日報道資料」3頁。
- (13) NTS・前掲(12)参考資料1頁。
- (14) NTS「2018年1月9日報道資料」3頁。
- (15) NTS「2018年2月26日報道資料」12頁。
- (16) 所得税法第137条。
- (17) 所得税法第59条の4第3項、同法施行令第118条の6。
- (18) 租税特例制限法第126条の2。
- (19) 所得税法第164条。
- (20) NTS(2016)“HOMETAX World-Class Electronic Tax Administration Service” p.25.
- (21) NTS・前掲(20)p.24.
- (22) NTS「勤労者のための年末精算申告案内2017.12」22頁。
- (23) NTS「2015年11月3日報道資料」4頁。
- (24) 年末精算簡素化サービスにおいて、扶養家族の所得・税額控除資料を照会するためには、事前に扶養家族の同意を得なければならない。NTS「2017年勤労者のための年末精算案内リーフレット」によると、扶養家族は、①ホームタックスによるオンライン同意申請(本人認証は、申請人名義の公認認証書、携帯電話、クレジットカード、身分証等のアップロード、申請書のオンライン作成後身分証とともにFAXのいずれかの方法による)、②税務署に申請書・身分証を持参しての申請、③モバイルホームタックスアプリを利用した同意申請(公認認証書又は携帯電話による本人認証が必要)のいずれかの方法により同意申請を行う。扶養家族が未成年の場合は、同意申請手続きを行うことなく、未成年資料照会申請に登録すれば、資料を照会することができる。
- (25) NTS「2017年国税統計『15-3-2 年末精算簡素化システム利用現況』」。
- (26) 付加価値税法第32条第1項。
- (27) 付加価値税法第32条第2項、3項。同法施行令第68条第6項。
- (28) 付加価値税法第54条第1項、第2項。
- (29) 付加価値税法第71条第3項。
- (30) NTS「電子(税金)計算書制度の理解」20頁(2017)。
- (31) NTS「電子(税金)計算書『概要及び推進背景』」
(http://nts.go.kr/tax/tax_23.asp?cinfo_key=MINF4920160215092112&menu_a=2300&menu_

b=100&menu_c=200&flag=23) (2018年3月28日最終閲覧)。

(32) NTS「電子(税金)計算書『発給義務対象者』」(http://nts.go.kr/tax/tax_23.asp?cinfo_key=MINF7020160215092343&menu_a=2300&menu_b=100&menu_c=300&flag=23) (2018年3月28日最終閲覧)。

(33) NTS「2017年国税統計『9-9-1 電子税金計算書の発給現況』」。

(34) NTS・前掲(30)12頁。

(35) NTS「2012年10月17日報道資料」1-2頁。

(36) NTS・前掲(32)。

(37) NTS「2016年、2017年国税統計『9-9-2 電子計算書の発給現況』」。

(38) NTS「現金領収証・クレジットカード『概要及び決済流れ図』」

(http://nts.go.kr/tax/tax_24.asp?cinfo_key=MINF8220160215104413&menu_a=2400&menu_b=100&menu_c=100&flag=24) (2018年3月28日最終閲覧)。

(39) 租税特例制限法第126条の3第4項。

(40) NTS「2017年国税統計『9-9-5 現金領収証加盟店加入現況』」。

(41) NTS「2017年国税統計『9-9-3 現金領収証発給現況I』」。

(42) 企画財政部「2017年租税概要」509頁(2017)。

(43) NTS・前掲(20)p.32。

(44) 2017年6月監査院「監査報告書—不動産課税資料の活用実態—」4・5頁。

(45) 国際租税調整に関する法律施行令の改正により、2018年2月13日が属する年度に保有している海外金融口座を申告する分からは、保有口座残額が5億ウォンを超過する者は海外金融口座を申告しなければならない。

(46) 国際租税調整に関する法律第34条～第37条。

(47) 国税基本法第85条の5、同法施行令第66条。

(48) NTS「2015年～2017年国税統計『12-5-1 金融口座申告現況』」。

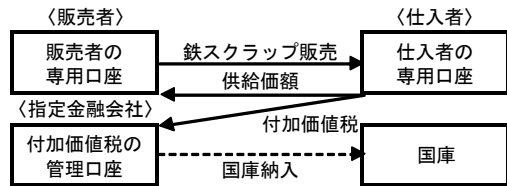
(49) 企画財政部「2016年4月25日報道資料」3頁。

(50) NTS「2017年国税統計『2-3-1 滞納額の整理実績I』」によると、2016年12月31日末の全税目の滞納残高70,002億ウォン、うち付加価値税の滞納残高は29,460億ウォンとなっている。

(51) 国会予算政策処「2017年税法改正案の分析」

169頁(2017)。

(52) NTS「2016年9月20日報道資料」1-2頁によると、付加価値税の仕入者納付特例対象は金地金(2008年7月)、古金(2009年7月)、銅スクラップ(2014年1月)、金スクラップ(2015年7月)であったが、2016年10月1日より、鉄スクラップを対象として追加した。鉄スクラップの仕入者納付特例では、事業者間で鉄スクラップを取引する場合、仕入者は代金を販売者に直接支払わず、指定金融機関の販売者専用口座へ入金。供給価額は販売者に支払われ、付加価値税は指定金融機関において別途管理し国庫へ納入する。フローは以下のとおり。



(53) 租税特例制限法第106条の10、同法施行令第106条の14。

(54) 国会予算政策処・前掲(51)167頁によると、該当業種の2015年滞納発生額460億ウォンのうち、整理保留額(現金整理、その他の金額を除く)を基準に、クレジットカード使用額比率(91.7%、奉仕料除く)等を考慮し、計算されたもの。代理納付税額控除額は、代理納付金額約2,000億ウォンの1%である20億ウォンで推計されている。

(55) 国会予算政策処・前掲(51)166頁。

(56) NTS2018年1月31日「2018年国税行政運営方案」9-11頁。

(57) NTS・前掲(56)20頁。